

リポジトリへ論文を掲載するにあたっての留意事項

2010年 5月 24日
情報図書課 情報サービス係

著作権に関する注意

共 著 者

共著者がいる場合には、その著作物に関して共著者も等しく著作権を持っています。リポジトリ掲載については**共著者の許諾**が必要です。許諾をおとりください。

翻 訳

他人の著作を翻訳する場合には、当該著作権者（著者以外の方が持っている場合があります）の許諾が必要です。また、翻訳論文等をリポジトリに掲載する場合には、リポジトリ掲載についての**原著の著作権者の許諾**が必要です。許諾をおとりください。

出版者・学協会等

著作権を出版社・学協会等に譲渡している場合には、リポジトリ掲載について、**出版社・学協会等の許諾**が必要です。また、著作権を譲渡している場合でも、一定の条件の下、リポジトリへの掲載を許諾している場合がありますので、出版社・学協会のポリシーをご確認ください。

引 用

他人の著作物を自論文内で利用する場合、引用に該当する場合には、許諾は必要ありません。ただし、**引用にあたらぬ利用をする場合には当該著作権者の許諾が必要**です。学生さんの作品も著作物にあたりますので、論文内に転載して紹介するような場合には注意が必要です。

文化庁長官官房著作権課の「著作権テキスト ～初めて学ぶ人のために～」(p.69)では、**引用に該当するための条件**として次のものがあげられています。

- ・ 既に公表されている著作物であること
- ・ 「公正な慣行」に合致すること
- ・ 報道、批評、研究などの引用の目的上「正当な範囲内」であること
- ・ 引用部分とそれ以外の部分の「主従関係」が明確であること
- ・ カギ括弧などにより「引用部分」が明確になっていること
- ・ 引用を行う「必然性」があること
- ・ 「出所の明示」が必要（コピー以外はその慣行があるとき）

引用にあたらぬ利用を論文内でされている場合には、リポジトリに掲載についても許諾が必要となりますので、許諾をおとりください。許諾が得られない場合には、当該箇所を削除して掲載することも可能ですので、お申し出ください。

人権に関する注意

人権一般

プライバシーを侵害するような内容、差別的な表現が論文中にないか、配慮する必要があります。

肖像権

個人が特定できるような写真を論文に掲載する場合には、**当該個人の許諾**が必要です。また、さらにリポジトリに掲載する場合には、リポジトリ掲載についての許諾をおとりください。許諾が得られない場合には、当該箇所の削除や、目線を入れる等、個人が特定できない状態にして掲載することも可能ですので、お申し出ください。

所有権に関する注意

所有権

他機関等で所有されている貴重書、美術品、絵画等の画像を論文に掲載するような場合、**所有している機関等の許諾**が必要になります。また、さらにリポジトリに掲載する場合には、リポジトリ掲載についての許諾が必要な場合がありますので、所有機関等にご確認ください。

参考となる資料

黒澤節男著 「機関リポジトリと著作権 Q&A」 広島大学図書館, 2008.3

<http://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00023065> (accessed 2008-11-20)

文化庁長官官房著作権課 「著作権テキスト ～初めて学ぶ人のために～」

http://www.bunka.go.jp/chosakuken/pdf/chosaku_text_090601.pdf (accessed 2010-05-24)

この資料に関する問合せ先・連絡先

情報図書課 情報サービス係 内線 2198

e-mail repo@m.auecc.aichi-edu.ac.jp

AUE Repository URL <http://repository.aichi-edu.ac.jp/>